

富士宮市立富士宮第四中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士宮第四中学校すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- ・ 共生・共育を目指し、全職員がいじめは許されない行為だということを再確認して日頃の指導にあたります。
- ・ 日常の何気ない言葉や友人同士でいる時の行動に目を配り、いじめやいじめにつながると思われる行為を見逃さない目を養うよう、研修で事例研究を行い、教師一人一人のスキルアップを図ります。
- ・ 学級担任、学年部職員だけでなく、全教職員が組織として一人一人の生徒に対応できるように、年2回の生徒理解会議を行います。
- ・ 職員会議にて、生徒指導上の諸問題を、教職員全員が共通理解を図れるようにします。
- ・ 週に一度の生徒指導部会で生徒のあらわれや実態について話し合った内容を、教職員全員が共通理解を図れるようにします。
- 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、生徒に対して「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を一層促します。

（2）いじめが起りにくい集団をつくります

- 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起りにくい集団をつくるよう努めます。
- ・ 学級担任は、正義を守り、お互いの良さを認め合える学級づくりを基盤に、個と集団の質の向上を図ります。

- いじめが起りにくい環境づくりに努めます。
 - ・ 清潔で整った場所は心の安定につながるため、故障箇所等は迅速に対応して環境整備に努めます。
- 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・ 人間関係づくりプログラムを年間5回実施し、生徒自身が身に付けたスキルを日常の生活に生かせるように指導していきます。
 - ・ 人間関係づくりプログラム及び効果測定の活用方法についての教職員の研修を深めます。
 - ・ いじめられたり困ったりしている友人を見かけたら「自分ができることを探す」「職員に知らせる」等具体的な行動がとれるように日頃から働きかけます。
- 授業の中での規律を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・ いじめ防止のための視聴覚教材を学級活動等で活用します。
 - ・ 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・ 集会や学級での時間を活用して、いじめについて考えたり話し合ったりする時間を設定して、生徒がいじめについての理解を深めるとともに、周囲の生徒が傍観者にならず、どのように行動すべきなのか具体的に考える機会を設けます。
- 道徳科では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・ 一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができると目指します。
 - ・ 学級活動でネットリテラシーについて学ぶ機会を設け、SNSでの誹謗中傷や個人情報の漏洩等を防止します。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめを訴えやすい体制を整えます。
 - ・ 年3回のいじめアンケートを有効に活用し、併せて時期を同じくして実施する教育相談で生徒一人一人とじっくり話をする時間を設け、いじめられたり困ったりしている生徒の早期発見、

早期対応ができるよう全校体制で取り組みます。

また、いじめアンケート実施後には担任だけでなく、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当がアンケートを確認し、いじめ事案の見逃しがないように努めます。

- 保健室や相談室の利用、外部機関の電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- ・ 学校便り、生徒指導便り等でスクールカウンセラーの紹介や外部機関の電話相談窓口などについて掲載し、保護者、生徒へ周知できるよう努めます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
- ・ 学年部や校内いじめ対策委員会で情報を共有し、対応策を協議します。
(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導部・養護教諭・SC・SSW)
- いじめの状況等に即した校内対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
- ・ 速やかに被害生徒から聞き取りを行い、具体的な被害の内容を明らかにします。
- ・ 今後の対応について、校長を含む対策チームで検討し、速やかに対応します。
- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、心の成長に主眼を置いた指導を行います。
- ・ 被害生徒の心情を考えさせ、自らが行った行為の反省すべき点をまとめ、反省を促す指導を行います。
- ・ 加害生徒の保護者に連絡を取り、今後の対応について話し合います。
- 必要に応じて、校内いじめ対策委員会と臨床心理士、社会福祉士、児童相談所、家庭児童相談室、警察等の専門家で構成された拡大いじめ対策委員会を設置し、対応します。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会・学校評議員会等の開催、学校便り等の各種便りの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和6年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士宮第四中学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	生徒	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		全校集会で呼び掛け	全校集会
		○		人間関係づくりプログラム1(出会い)	特別活動
	○	○		効果測定1の実施(分析・実態把握、情報共有)	特別活動
			○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼(書面)	PTA 総会
			○	学校便りに学校の取り組み方針掲載、周知	学校便り
		○	○	いじめをテーマにした道徳の授業参観、保護者への協力依頼	授業参観
	○		○	二者面談で保護者との情報共有	二者面談
5	○		新学年1ヶ月を過ぎての生徒理解	第1回生徒理解会議	
	○		学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議	
6	○		いじめ事例研修(生徒指導担当)	職員研修	
		○	人間関係づくりプログラム2(聴き方)	特別活動	
		○	いじめ実態アンケート	各学級担任	
	○	○	教育相談	各学級担任	
			○	学校評価保護者アンケート	職員会議・学年研修
7	○	○	効果測定2の実施(分析・実態把握、情報共有)	特別活動	
		○	人間関係づくりプログラム3(自己表現)	特別活動	
	○	○	学校評価生徒アンケート・三者面談	職員会議・学年研修	
		○	各学級で情報教育の実施	特別活動	
8			○	三者面談での情報モラルについての啓発	三者面談
	○			学校評価アンケート集約・分析	職員会議・学年研修
9	○		1学期評価から、計画の修正及び2学期の以降の取り組み	職員会議	
		○	四魂祭に向けて学級を振り返る	特別活動	
10		○	カウンセリング講座研修(スクールカウンセラー)	職員会議	
11		○	効果測定3の実施(分析・実態把握、情報共有)	特別活動	
		○	人間関係づくりプログラム4(自分の気持ちへの対処対応)	特別活動	
		○	いじめ実態アンケート	各学級担任	
	○	○	教育相談	各学級担任	
			○	学校評価保護者アンケート	職員会議・学年研修
	○			来年度に向けてのつながりを考えた生徒の現状報告	第2回生徒理解会議
12		○	学校評価生徒アンケート	職員会議・学年研修	
		○	人権作文の朗読(人権週間)	特別活動	
		○	人間関係づくりプログラム5(これからの生き方)	特別活動	
			○	三者面談で情報交換	三者面談
	○			学校評価アンケート集約・分析	職員会議・学年研修
		○	○	外部講師を招聘し、情報教育の実施	全校集会
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
1			○	学校評価結果報告	学校便り
	○			いじめ防止基本方針の見直し	生徒指導部会 教育課程編成会議
2		○		いじめ実態アンケート	各学級担任
	○	○		教育相談	各学級担任